

第2回王寺町まちづくり基本条例審議会会議録

日 時 令和7年9月30日（火） 14:00～15:40

場 所 やわらぎ会館3階 小会議室2

出席者 委 員 中川 幾郎 会長（帝塚山大学名誉教授）
（順不同） 山本 恵美 委員（王寺町議会議員）
井村 知次 委員（王寺町自治連合会会長）
島田 尚彦 委員（王寺町自治連合会理事）
柏木 浩二 委員（王寺町消防団団長）
黒田ゆかり 委員（王寺町社会福祉協議会理事）
中川 直美 委員（NPO 法人なないろサーカス団代表理事）
竹内 友章 委員（公募委員）
王寺町 総務部 南部長、政策推進課 吉田課長、酒田主幹、澤主事

欠席者 1名（田中委員）

案 件

- 1 検証・見直しについて
- 2 その他

1 検証・見直しについて

事務局 今回の審議対象は、前文から第8条まで。事前に委員のみなさんから届いた質問に対する回答及び意見に対する対応案を述べさせていただく。

○第1条 目的及び条例の位置づけ

（ご意見）

逐条解説に「権利や責務を果たしながら」とあるが、責務は「果たす」が権利は「行使する」ものではないか。

（修正案）

- 1 王寺町まちづくり基本条例の目的を明らかにする条文です。まちづくりの主体（町民、議会、行政）が権利や責務を果たしながら、お互いに協働して地域社会の実現を図ることとしています。

を

- 1 王寺町まちづくり基本条例の目的を明らかにする条文です。まちづくりの主体（町民、議会、行政）が権利や責務の理解のもとに、お互いに協働して地域社会の実現を図ることとしています。

に修正する。

○第2条 用語の定義

（ご質問）

町民の定義において、「町内に居住する者」「町内で学ぶ者」「働く者」は、「者」という漢字が用いられているが、「町内で事業を営むなど活動を行うもの」は、「もの」がひらがなになっているのはなぜか

（回答）

法令用語では、

「者」…自然人と法人を指す場合に用いられる。

「物」…有体物を指す場合に用いられる。有体物とは、物理的に空間の一部を占めて存在する目に見える形のある物のこと（生きている人間を除くほか、電気や熱、著作権などは「無体物」に分類される）

「もの」…①法人格を持たない「権利能力のない社団」（自治会やPTAなど）を指す場合に用いられる。

②者・物を条件で限定する場合にも用いられる。

（例：～の者で～を有するもの）

「町内で事業を営むなど活動を行うもの」は、自治会やPTAなどの法人格を持たない団体も含むため、「もの」という表現が用いられている。

○第3条 基本原則

（ご意見）

行政と住民の関係に「対等」という表現を加えてほしい。

（修正案）

第3条第1号「参画と協働の推進」の逐条解説に表現を追加する。

- (1)「参画と協働の推進」 地域の身近な問題や課題をよく知る町民に参画の機会を保障するとともに、それらの問題解決に主体的に取り組む自治の実現を目指します。また、まちづくりにおいては、町民が自らできることは、進んで参画するように努

めるとともに、町民、議会及び行政が対等な立場でそれぞれの特性を活かして、連携しながら協働して進めていくことが必要です。

○第4条 町民の権利及び責務

(ご意見)

「～するものとします」という表現が用いられているが、町民により積極性を求めるため、「努めなければならない」という表現にしてはどうか。

(回答)

法令用語では、「～するものとする」は、「～しなければならない」と同じ「義務」の表現。「努めなければならない」は、「努力義務」となり、「義務」よりも控えめな表現となるため、修正する必要はないと考える。

中川会長 事務局から質問に対する回答と修正案について説明があったが、第1条の修正案については、異議はないか。

委員一同 異議なし

中川会長 それでは第1条については、修正案のとおりとする。

第2条の説明については、納得いただけたか。

法令用語について補足すると、「及び」という言葉は単語と単語をつなぐときに、「並びに」という言葉は文節と文節をつなぐときに用いられる。また、「又は」という言葉は単語をつなぐときに、「若しくは」という言葉は、文節をつなぐときに用いられる。

法令に携わるものとしては当然のことだが、このような意見は新鮮に感じる。そのような新鮮な気持ちで今後も条例を見ていってほしい。

中川会長 第3条の修正案について、異議はないか。

委員一同 異議なし

中川会長 それでは第3条についても修正案のとおりとする。

第4条に関連して、義務的表現の説明があったが、ご理解いただけたか。

これについて補足すると、法令用語では、義務規定について三段階あることを覚えておいてもらいたい。まずは最も重い「～しなければならない」「～するものとする」という「義務」規定。次に重いのが「～に努めなければならない」とい

う「努力義務」規定。その次が「～するように努める」という「努力」規定。ということで、委員提案は、むしろ厳しい義務規定を緩めてしまうことになりかねないので、むしろ元のとおりにしておいた方がいいのではないかという事務局の返答であった。これについて、異議はないか。

委員一同 異議なし

中川会長 今まで他自治体でも「まちづくり基本条例」に携わってきたが、条例本文を修正したのは、子どもの定義と個人情報保護条例関連の2点程度。
個人情報保護条例については、国法の方で個人情報保護法が包括するように改正されたので、地方自治体で個人情報保護条例を規定する必要がなくなったために改正が必要となったものである。

中川会長 第5条は「議会及び議員の責務」である。これについては、議会基本条例に詳しく規定されている。議会基本条例がある自治体の議会は、先進的であるという評価がされていることが多い。
そういった関連条例については、今回の見直しで、まちづくり基本条例の解説書に関連条例として明記してほしい。
裁判規範では、法律間、条例間で上下はないとされているが、行政規範においては、「基本法」「基本条例」など「基本」とつく法令が上位にくる。例えば、「学校教育法」どおりに仕事をしていても「教育基本法」に反することは許されないというようなことだ。

中川会長 第6条は、「行政の責務」。この条項は、第3条の「基本原則」の内容と関係している。
第3条第1号は「参画と協働の推進」であり、これを受けて、第6条第2項「行政は、政策企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民参画の機会の拡充を図る」につながっている。
また、第3条第5号「多様性の尊重」に対応した行動規範が、第6条第3項「行政は、まちづくりを行う町民の自主的、自律的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済環境等にかかわらず…」につながる。

中川会長 第7条は、「町長の責務」。「町長」と「行政」とを分けているのは非常に優しい整理の仕方。他自治体の基本条例では、町長と行政をひっくるめて執行機関としていることも多い。執行機関には、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価委員会などが含まれる。
先ほど、関連条例を解説書に記載してほしいと言ったが、関連した計画も明記してもらいたい。総合計画は、以後の条項で登場するが、例えば、第7条関連では、

職員育成基本計画などが該当する。

中川会長 第8条は、「町職員の責務」。本条で注目すべきは、「地域社会の一員であることを自覚」という表現。これは、公務員としてだけでなく、地元に戻れば地域社会の一員として活動してくださいという趣旨だ。

それから、第3項に「町職員は、職務を遂行するに当たり、法令等を遵守し、必要な知識、技能等の向上に努めなければなりません。」というのも当然のことだが、職員育成基本計画以外に研修計画がある自治体もある。

中川会長 ここまでの条項で委員の意見や感想を伺いたい。

井村委員 前回指摘した箇所や疑問に思ったところは、すべて解決し、納得したところである。「ものとする」と「努めなければならない」の違いについては、勉強になった。

島田委員 まちづくり基本条例と関連条例の整合性が取れているかの観点で見ていたが非常に難しかった。条例づくりに審議会委員として携わっていたが、今回あった指摘は、本当に細部まで見ておられていると感心していた。

柏木委員 前回の審議会を欠席したが、非常に難しい内容。しっかりと勉強して次回に備えたい。

竹内委員 条例がどういう構造で成り立っているのか読み直すことはすごく重要だと感じる。この「まちづくり基本条例」がどういう議論を経てできたのかと議事録を読み、町民という言葉を使うのか、住民という言葉を使うのか、こだわって議論をされてきたと感じた。

そこで、第8条の逐条解説に「町職員は、町長の指揮監督のもと、王寺町全体の住民福祉やその活動増進のための役割を担っています」とあるが、ここの表現が住民という言葉を使っているのはなぜか。

事務局 町民という表現については、第2条「用語の定義」で、町内に居住する者だけでなく、町内で学ぶ者、働く者及び町内で事業を営むなど活動を行うものと、町民を住民より広く捉えている。

これは、住民だけでなく、そういった人々の参画と協働も得ながら王寺を良くしようという趣旨である。

中川会長 ここでの住民福祉は、一般的な名詞として使用されている。町民福祉とか市民福祉という言葉は、あまり使わない。

中川委員 先ほど、職員の研修制度というものが導入されて、しっかり勉強されているという話があったが、私たちの運営する障害者福祉サービスも、今、研修がすごく重要とされている。障害者虐待防止法ができ、絶対虐待を起こしてはいけないということで、毎年2回の研修を行っている。研修制度は、世間でも重要になっているのだと思いながら伺っていた。

我々の法人の関係者で、自分自身がヤングケアラーだったと気付いた人が、当時の自分のような若い人を救いたいと活動をスタートしようとしている。そんな時は、どこに相談に行けばよいのか。

役場の誰かが勉強会を開いていたら一緒に参加させていただけるのか、そういった情報を公開いただけると相談にも行きやすい。

事務局 当町の研修制度としては、庁内に講師を招く職員研修の他は、市町村アカデミーや県主催の研修に参加している。

話はずれるかもしれないが、勉強会に参加したいということであれば、人権などテーマごとに出席講座を実施している事業もある。健康がテーマなら保健センターなど、担当課に相談していただいている。

島田委員 同じような方向を向いている人を探したいという話であったが、新しいことをやろうとしたときに、そういう人を見つけるのは難しい。自分が先頭に立って、引っ張っていくような気持ちでやっていくしかないのでは。

そういうことをやった上で、そこに参加者を募り、また、補助的に行政の支援の要請をされる方が現実的だと思う。あるかないか分からないものを探すよりは、積極的に自らがやっていくスタンスが良いのではないか。

黒田委員 前回の審議会が非常に難しかったので、これは無理だと思いながら参加しているが、中川会長のお話を聞いて勉強になることが非常に多い。このような条例に関わることに感謝して、頑張って取り組んでいきたい。

山本委員 前回の議事録を読んで感じたことだが、参加する人の顔ぶれがいつも一緒だという意見は、非常に思い当たる。今後、そういったことについて、この条例を踏まえながら、私も考えていきたい。

中川会長 第3条の「参画と協働の推進」というのは、行政という団体自治への町民参画、それから自治会のような地域自治に対する行政の支援あという参画、この双方の参画が必要であるが、この参画制度をどのように整備していくのかがこれから問われてくる。

同じく、議会も団体自治のもう一つの機関であるので、議会における住民の参画や協働は一体どういうことを考えているのか、逆に、議会が町民側の方に乗り込

んでいく参画という制度があるのかも問われてくるかもしれない。

有名なところでは、会津若松市では、議員が地域に出向き、議会の会期前に、市民との意見交換会や意見聴取会を開催するということが定例化している。これが議会の住民との参画と協働の実践例と言われている。それから、中学生が議員になって行政当局と本気でやり取りする模擬議会を開催している自治体もある。それには首長が本気で答弁を行う。議会だよりの編集委員会に住民に参加してもらっているところもある。

広陵町では、このような参画と協働事業をまとめた参画協働事業カードが整備されている。そして、全部局から回収されている。なぜ全部局からかというと、参画については例外の部局は存在しないからである。

例えば、税務課であれば、滞納をどうしたら防げるかという共同学習会勉強会を開催すれば、住民参加が可能。

また、救急自動車をタクシーのような利用をするマナーの悪い住民のために、救急患者を搬送しても間に合わず、お亡くなりになったというケースが出た際に、救急車の使い方に関する住民との協働の研究会を開いたところ、救急出動を有料化するという提案も出たという話もある。救急車を呼ぶ前に別のところに電話をする制度を開発した町もある。

タウンミーティングをやったり、審議会の会議を公開したり一般公募の枠で入ってきていただくというのも全部参画である。政策形成過程に関わる参画、それから審議会の中で決定過程に関わるのも参画で、実行過程にまで関わると協働という言葉使う。評価をすることも参画。

個人情報や機密情報は、公開されないが、それ以外については大体原則公開ということも、この条例を所管する課は、今後チェックしていかなければならないということ。非常に責任が重たく、条例所管課は大変である。例えば奈良市であれば参加協働推進課、生駒市は市民活動推進課。

それでは、王寺町ではどのような取組が行われているか。

事務局 資料を用意していないので口頭での説明になって恐縮であるが、例えば先ほど中川会長の話に出てきた中学生の模擬議会は、王寺町でも子ども議会として毎年実施している。王寺町でも子どもたちの質問や意見について、さながら議会での一般質問と同じように準備を進め、町長が真剣に答弁を行っているものである。

また、これは次回の審議の範囲になるが、まちづくり協議会の設立に向けた取組を進めている。本町地区では、準備会が設立され、先行的に進められており、この8月から9月にかけて準備会による住民アンケートを実施された。今後、回収されたアンケートの集計・分析から、課題の抽出を行い、まちづくり計画書の作成やメンバー集めにつなげていくような段階である。

さらに、畠田地区と明神山地区は、校区として共同でひとつの「まちづくり協議会」の設立に向けて動き始めている。自治会長や民生児童委員、消防団員、P T

A、老人会などに入っていた小委員会で準備会の設立を目指しておられる。

中川会長 次回会議は、行政側よりも住民自治側をどう整備していったらよいかという問題意識でご参加いただきたい。

井村委員 次回会議では、まちづくり協議会の審議に入るので、設立の要件や協議会への支援について具体的な提示をしてもらいたい。また、学校もまちづくり協議会に参加してもらわなければならない。
本町地区の準備会では、自治会長や各種団体の人だけでなく、一般の方にも参加していただいている。アンケート集計についても20人以上の協力者が手を上げてくれた。

島田委員 まちづくり協議会に関しては、地域の温度差もあると思っている。私が住んでいる地域は、高齢化も進んできていて、サラリーマン世帯がほとんどなので、なかなか活動が難しい。いかに手を省くかに焦点が当たっている状況。
積極的にやっておられる地域は、応援したいと思っている。ただ濃淡があってもそれはそれでいいと思う。
課題ごとに町民でグループを作っていくような活動は、あり得るのではないかな。テーマによっては、参加したいという方がいると思う。そうすると、いろんなチームができていって、議論が進んでいく。

竹内委員 先日、自治会で広報紙を配布する役にあたった。配布した際に、一緒にやろうとか同世代の人からのお誘いもあり、いろいろな人々が関心を持っているという雰囲気を感じる。自分も何か地域に関わっていけるようにできればいいと思っている。

中川会長 先ほど井村委員の話に出たが、まちづくり協議会には、学校と消防団は入っていないと意味がない。
これから、働き方改革で、学校では部活動の地域移行が始まる。登下校の安全管理も手放した。文部科学省は一方的に、それらを地域との連携でやっていくようにと言っている。

事務局 登下校については、王寺町では地域のボランティアによる見守り隊を募集し、登下校の付き添いや立哨を行っていただいている。非常に多くの方々にご参加いただき、子どもたちの安全に登下校できている。

中川会長 住民自治がしっかりすると、行政はものすごく助かるし、コストを下げられるという現実を分かってほしい。しかし、コストを下げたいから何でも地域に返す

というのは論理的に間違っている。

ならばどう理解すればいいかというと、地域が頑張れば行政が助かるというところから一步踏み込んで、地域でしかできないことをちゃんと地域にしてもらう力をつけること。行政は行政でしかできないことをとことん頑張ること。その中間にあることは、行政なのか住民なのか、協力して取り組んでいくのか、ふるい分けを時代とともにやっていく必要がある。その作業を繰り返すのが参画と協働だということを双方が理解して欲しい。

先ほど中川委員から最初に質問のあった、ヤングケアラーなんかの問題について、縦割り行政では話にならないから、どこの課でもいいから相談に来てくれと、そうするとその相談を受けて順番に解決するような担当課の連携を作っていくというのが答えである。

行政内部における協働連携システムを作ろうということ。行政も改革する必要がある。

中川委員 やっぱ優秀なリーダーがおられる地域は盛り上がっていることを今日改めて感じた。ぜひいろいろ勉強させていただきたい。
障害者福祉施設として、本当にこれまでいろんなところで行政にお世話になって、きましたので、我々ができることを今後しっかり王寺町に還元させていただきたい。頼ってばかりではなく、我々がしっかりとできることをさせていただくということを肝に銘じながら話を聞いていた。

黒田委員 本町地区は本当にみんな熱心に一生懸命やっているっていうことも知っているし、準備会も設立されているということも知っている。
畠田地区と明神山地区にも広がっているのはいいことだと思うが、久度地区が残ってしまっている。

中川会長 まちづくり協議会は、自治会単独では実施が難しい広範囲でしかできないことに取り組むことができる組織。防災訓練などは自治会単位では難しい。
小さい単位自治会では実施が難しい事業を引き上げるような自治会を補完するような組織。今までの仕事を増やすのではなく、無駄を省いて穴をカバーするのが、まちづくり協議会である。

井村委員 久度地区では久度マルシェなどの新たなイベントも実施されている。だから、まちづくり協議会が設立できなくても、地域の特性に応じた助け合いの形があればそれでいいし、必ずまちづくり協議会ができなくてはならないというものではない。
だから、当初は王寺町を3つのエリアに分けようかというような形でやってきたが、範囲が広すぎるということで、次は、自治連合会の区割りで進めてみてはどうか

となった。南の方は、義務教育学校の校区でやろうという地元の人たちの意見で進められている。

北の校区で言えば、久度も舟戸も山西も本町も全部一緒にならないと、学校単位の区割りにはできないけれども、それでは大きすぎるというふうなことで、今の区割りで進めている。

山本委員 久度地区でも別にまちづくり協議会に反対しているわけではないし、地域独特のまとまり方がある。まちづくり協議会のメリットが今一步、浸透していないというか、まちづくり協議会を設立しなくても、現状成り立っている。

中川会長 三重県でいくつかこういう仕事を手伝ってきたが、自治会の加入率 99.9%で連合自治会も全部合わせて 99.5%などという地域は、地区単位の防災訓練もできているような地域は、まちづくり協議会を作る必要はない。十分できているから。ところが、まちづくり協議会を作ったら、行政から事務費交付金などの補助金が出る。これはいただいた方がいいということで、設立した地域もある。その代わり自治会費を安くできたというメリットも逆にある。王寺町の場合は、無理して設立するのではなく、過剰な負担にならないようなやり方で作っていくのが望ましい。

中川会長 消防団の話をする、私が住んでいる豊中市は、40 小学校区あって、現在残っている消防団はそのうち 15 で、残りは消防団がなくなっている。消防団あるところはね、消火が早い。火災の発生率も低いし、燃焼率も低いし救急救命率も高い。そのことをみんな分かっていない。消防本部が頑張っていると思込んでいる。近隣火災の大体 9 割ぐらいは、消防団がいの一番に駆けつけている。住民自治の消防団が、団体自治の消防本部を助けている。助かっている分は、高度高規格の救急救命車に充てており、全部で 740 台ぐらい持っている。そして、隣の野瀬町という町の救急業務を委託している。それは、全部消防団のおかげ。つまり消防団という住民自治が頑張ってくれているから団体自治としての消防本部は他のところにエネルギーを注げる。一番の大きな問題は、後継ぎを作らなければならないということ。後継者づくりには、行政の協力も必要ではないか。住民自治の後継者を作っていくために行政の支援が必要。行政の住民自治への参画と協働が必要。住民自治の団体というのは何も自治会だけではない。商工会、医師会、商店街振興会、農業会もみんな住民自治団体である。その枠からはみ出ているものを、自治会が引き取った。自治会が引き取ったものというのが、子ども会、婦人会、老人会、それからごみ、環境。それがほころびてきている。

そういう現実には行政が目を向ける必要が出てきていると理解いただきたい。

山本委員 先ほど事務局から見守り隊の人数が多いという発言があったが、私はそうは思わない。体調不良の時に代わりに出てくれる人とか、引っ越してしまった方の穴埋めなど、もっと人数的に必要ではないかと思っている。
自治会長で、どれだけの人が見守り隊に参加しているのかという情報はないか。

事務局 見守り隊については、自治会長も個人で登録されており、当課ではその人数を把握していない。

中川会長 次回は、参画と協働の事業を点検するため、事務局には、参画協働カードの取りまとめをお願いしたい。

事務局 次回審議会は、10月24日(金)14時から
条文について意見や質問があれば10月17日(金)までに事務局まで提出していただきたい。

以上